



カズレーザー「文科省が決めない限り仕事は無限に増えていく！」

上記の見出しは12月24日のネットニュース配信で、「毎日12時間以上の労働でしんどいです。あと何年くらいで教員の働き方が改善されると思いますか？」という現職教員からの質問に答えたものです。芸能人のこうした発言が普通になるほど、教員の働き方に対する国や文科省の責任が、広く国民に知られてきたということでしょう。また、11月のニュースでは「自民党が『給特法』の改正に積極姿勢、『定額働かせ放題』強化への懸念」が紹介されました。長時間労働を解決するために給特法そのものが焦点化されるという、近年では初めての事態となっています。この世論の盛り上がりは、組合の全国規模での行動はもちろんのこと、多くの教職員の意識が徐々に変化し「給特法というシステムそのものが間違っている！」と発言する人が増えたことが一番大きな要因ではないでしょうか。



「日本の教育、どうしてこうなった？ 総点検・閉塞30年の教育政策」(大月書店 2022/5/12)では「給特法は説明不可能なフィクション」と述べられています。著者の一人は文科省の内情を最もよく知る前川喜平さん(元文科省事務次官)。「時間外勤務の手当は支払わずに、月給の4%の教職調整給だけでごまかすのは間違っている」、「給特法は廃止して労働基準法をそのまま適用すれば良い」とも述べています。そして氏は、給特法の成立と、それが維持された経緯を次のように説明しています。「給特法ができる前は公立学校の教員にも労基法が適用されるはずで、1960年代の超勤訴訟では教育委員会側が次々と負けていった。しかし自民党は『教師聖職者論』で給特法の成立を押し切った。その後、2004年に国立大学と付属学校は法人化され、私立学校と同様に給特法から外れ、給特法の適用は公立の高校以下の学校だけとなった。しかし公立学校の教師だけの特殊性などは存在しないので、この時点で給特法の根拠はなくなった。この矛盾に対



し、2006年からの中教審で対策が審議されたが、小泉内閣の行政改革推進法でストップ。決まった財源でやらせ続けたい財務省の勝ちとなり、給特法は維持された。そして、今なお、部活顧問を校務分掌で強制的に受けさせながら『部活のために時間外の仕事をしているのは自発的でしょう』という理屈で時間外勤務手当を出さずにいる。」

以上のような歴史的・政治的背景を教職員が学習し、国民も知れば、現場からの改革への発言は更に強まると思います。今年度の秋の確定交渉では、小中学校を代表して県教組と全群教が、また、高校教職員を代表して高教組執行部が部活の問題点と解決案を提示しました。そして、県教委も給特法には問題がある、と回答し、世論の変化を感じさせました。昔は「教員なら文句を言わずに子どもたちのために何でもしてあげるべき」と発言する方がなんと多かったことか！「俺は年休は一日も取ったことはないよ。朝7時には学校に来ているよ。」と豪語していた管理職も各地にいましたね。

人々の意識が変わるにはそれに働きかける人たちと時間が必要です。県教委の多くの方が交渉中に「働き方改革には意識の変化が必要だ」と何度も発言し、組合側との意見の一致を見ました。新年になり、春からまた県への要請行動や話し合いが始まりますが、これまでの「常識」に囚われず、あるべきシステム作りを提案していきましょう。



定年延長問題では、県は組合の要求を全面的に受け入れ、先月は非常に丁寧な説明書を作成し配布してくれました。また、非常勤講師の報酬についても今後前進する見込みがあります。今後も、給特法、若手への賃金水準、部活動指導、クロムブックの予算化、各種手当、休暇の改善など様々な問題点について皆様から意見を集約し、組合は行動していきます。一緒に頑張りましょう！

ぐんま教育のつどい 2023

2023年2月11日(土) 13:00~ 群馬県勤労福祉センター

群馬高教組のHP / <https://ghtu.org>

総合
全国のなかまの助け合い
共済
毎月加入
掛金月々 600円
退職時には掛金総額が給付
ホームページからお申し込みできます！
結婚・出産などの人生の節目にお祝い給付
全教共済